

令和 8 年二級建築士試験

問 題 集

学科Ⅰ（建築計画）

学科Ⅱ（建築法規）

次の注意事項及び答案用紙の注意事項をよく読んでから始めて下さい。

〔注意事項〕

1. この問題集は、学科Ⅰ（建築計画）及び学科Ⅱ（建築法規）で一冊になっています。
2. この問題集は、表紙を含めて14枚になっています。
3. この問題集は、計算等に使用しても差しつかえありません。
4. 問題は、全て五肢択一式です。
5. 解答は、各問題とも一つだけ答案用紙の解答欄に所定の要領ではっきりとマークして下さい。
6. 解答に当たっての留意事項は、下記の(1)～(4)のとおりです。
 - (1)適用すべき法令については、令和8年1月1日現在において施行されているものとします。
 - (2)建築基準法令に定める「構造方法等の認定」、「耐火性能検証法」、「防火区画検証法」、「区画避難安全検証法」、「階避難安全検証法」及び「全館避難安全検証法」の適用については、問題の文章中に特に記述がない場合にあっては考慮しないものとします。
 - (3)各種法令に定める手続等に係る「情報通信の技術を利用する方法」等については、問題の文章中に特に記述がない場合にあっては考慮しないものとします。
 - (4)地方公共団体の条例については、考慮しないものとします。
7. この問題集については、試験終了まで試験室に在室した者に限り、持ち帰りを認めます。
(中途退出者については、持ち帰りを禁止します。)

学科 I (建築計画)

〔No. 1〕 日本の歴史的な建築物に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 円覚寺舍利殿(神奈川県)は、部材が細く、組物が精密に細工されており、屋根の反りが強い禅宗様の建築物である。
2. 浄土寺浄土堂(兵庫県)は、阿弥陀三尊を囲む四本の柱に太い^{つなぎこうりょう}繁虹梁^{かけ}が架かり、円束と挿肘木による組物が支える大仏様の建築物である。
3. 清水寺本堂(京都府)は、急な崖に建ち、前面の舞台を長い束柱で支える懸造りの建築物である。
4. 厳島神社社殿(広島県)は、式年遷宮によって造替が続けられており、柱は全て掘立柱で2本の棟持柱をもつ神明造りの建築物である。
5. 正倉院正倉(奈良県)は、北倉・南倉が短い柱の上に三角形断面の^{あぜき}校木を横に積み上げた高床の^{あぜくら}校倉造りで、中倉が板倉造りの建築物である。

〔No. 2〕 住宅作品に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 塔の家(東京都)は、都市部の狭い不整形な敷地に対し、住空間は極めて狭いながら垂直方向に積層して広がりをもたせた住宅であり、坂倉準三が設計した。
2. スカイハウス(東京都)は、取替えや位置の変更が可能な「ムーブネット」と呼ばれる設備ユニットを備え、4枚の壁柱に支えられた住宅であり、菊竹清訓が設計した。
3. 住吉の長屋(大阪府)は、ファサードに玄関以外の開口部がなく、住宅の中央部に光庭を設けた住宅であり、安藤忠雄が設計した。
4. シュレーダー邸(オランダ)は、建具や家具による住空間づくりを特徴とし、2階の広い空間は、可動の間仕切りにより分けすることもできる住宅であり、ヘリット・トーマス・リートフェルトが設計した。
5. 落水荘(アメリカ)は、2層の床スラブが滝のある溪流の上に張り出し、周囲の自然の眺めを味わえるように意図された住宅であり、フランク・ロイド・ライトが設計した。

〔No. 3〕 建築環境工学の用語・単位に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 総合熱伝達率は、対流熱伝達率と放射熱伝達率との和であり、その単位は $W/(m^2 \cdot K)$ で表される。
2. 絶対湿度は、湿り空気中の乾燥空気 1 kgと混合している水蒸気の質量であり、その単位は $kg/kg(DA)$ で表される。
3. 残響時間は、音源から発生した音の停止後、定常状態の音響エネルギー密度レベルが 60 dB減衰するまでの時間であり、その単位は秒で表される。
4. 音響透過損失は、音響透過率の逆数の常用対数を 10 倍したものであり、その単位はdBで表される。
5. 光束は、光源から放射されるエネルギーを人間の目の感度特性で重みづけした測光量であり、その単位はlxで表される。

〔No. 4〕 換気に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 換気回数は、室の換気量が一定の場合、その室の容積の大小によって変化する。
2. 複数の開口部を合成した総合開口面積は、並列合成の場合、各相当開口面積の和で求められる。
3. 温度差による換気量は、室内外の温度差の平方根に比例する。
4. 開口部に風圧力が作用したときの換気量は、外部風速と開口条件が一定の場合、風上側と風下側の風圧係数の差に比例する。
5. 浴室においては、排気側のみに設置した送風機によって強制的に排気する、第3種換気方式が適している。

〔No. 5〕 伝熱に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 稠密な固体や静止している流体の中では、熱伝導、熱対流、熱放射のうち、熱伝導のみが生じる。
2. 対流熱伝達は、固体の表面とその固体に接する流体との間で熱が移動する現象をいう。
3. 中空層の熱抵抗は、一般に、その厚さが同じ場合、半密閉中空層より密閉中空層のほうが大きい。
4. 断熱材の熱伝導抵抗は、一般に、水分を含むと小さくなる。
5. 壁体の屋外側表面の総合熱伝達率は、一般に、室内側表面の総合熱伝達率よりも小さい。

〔No. 6〕 イ～ニの条件に示す室の外皮平均熱貫流率の値として、最も近いものは、次のうちどれか。ただし、温度差係数は全て1.0とする。

条件

- イ. 屋根(天井) : 面積 16 m^2 、熱貫流率 $0.2 \text{ W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$
- ロ. 外壁(窓を除く) : 面積 22 m^2 、熱貫流率 $0.3 \text{ W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$
- ハ. 窓 : 面積 18 m^2 、熱貫流率 $2.0 \text{ W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$
- ニ. 床 : 面積 16 m^2 、熱貫流率 $0.2 \text{ W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$

- 1. $0.1 \text{ W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$
- 2. $0.3 \text{ W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$
- 3. $0.5 \text{ W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$
- 4. $0.7 \text{ W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$
- 5. $1.0 \text{ W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$

〔No. 7〕 日照・日射・照明に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1. 可照時間は、天候や障害物の影響を受けない。
- 2. 設計用全天空照度は、「快晴の青空」より「薄曇り」のほうが小さな値となる。
- 3. 天空日射量は、一般に、大気透過率が高くなるほど減少する。
- 4. 反射グレアは、視対象そのものや視対象の方向のショーウィンドウなどに、輝度の高い部分が正反射して生じるグレアである。
- 5. 人工光源の演色性を表す演色評価数は、その数値が大きくなるほど、色の見え方に関する光源の特性が自然光に近くなる。

〔No. 8〕 色彩に関する次の記述のうち、**最も不適当なものはどれか。**

1. 明所視において同じ比視感度の青と赤であっても、暗所視では青より赤のほうが明るく見える。
2. マンセル色立体における彩度は、中心軸から半径方向に配置され、中心軸から遠ざかるにつれて彩度が高くなる。
3. マンセル表色系における明度は、完全な白を 10、完全な黒を 0 として表す。
4. 他の色に囲まれた色が周囲の色に近づいて見えることを、色の同化現象という。
5. 混色によって無彩色を作ることができる二つの色は、相互に補色の関係にある。

〔No. 9〕 音に関する次の記述のうち、**最も不適当なものはどれか。**

1. 同じ音圧レベルでも、音の大きさの感覚量は周波数によって異なる。
2. 直接音と反射音の行路差が 17 m 以上になると、エコー(反響)が生じる可能性がある。
3. 空気中の音速は、気温にかかわらず、340 m/s である。
4. 複数の音が同時に存在するような騒がしい場面でも、着目する音のみを選択的に聞き取ることができる心理的効果を、カクテルパーティ効果という。
5. 環境音に付随する音の意味性や審美性、機能性に焦点を当て、景観の中に存在する音を含めた「音の風景」としての捉え方を、サウンドスケープという。

〔No. 10〕 環境評価・地球環境等に関する次の記述のうち、**最も不適当なものはどれか。**

1. CASBEE(建築環境総合性能評価システム)は、環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建物の品質を総合的に評価するシステムである。
2. PMV(予測平均温冷感申告)は、温熱環境 6 要素から求められ、PMV の値が 0 であれば、PPD(予測不満足者率)も 0 % となる。
3. 建築物のLCCO₂(ライフサイクルCO₂)は、資材生産から施工・運用・解体除却までの全過程の二酸化炭素排出量を推定して算出する。
4. カーボンニュートラルは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることである。
5. ヒートアイランド現象は、人工排熱、地表面の人工被覆、及び都市密度の高度化などの人間活動が原因で都市の気温が周囲より高くなる現象である。

〔No. 11〕 住宅の計画に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. 調理などの作業効率を高めるために、パントリーをキッチンに隣接させた。
2. 車椅子使用者が利用する直線の廊下は、有効幅を 1,000 mm とし、段差がない計画とした。
3. 省エネルギーに配慮した計画において、建築的な工夫によって、自然の熱、風及び光を積極的に活用して、暖房効果や冷却効果、照明効果等を得るアクティブデザインの設計手法を取り入れた。
4. 食器棚(幅 1,800 mm、奥行 450 mm)と 6 人掛けの食卓(椅子式)があるダイニングの広さを、内法面積で 13 m²とした。
5. 和室を江戸間(田舎間)とするに当たり、柱心間の寸法を、基準寸法(910 mm)の整数倍とした。

〔No. 12〕 集合住宅の計画に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. フライングコリドーは、プライバシーに配慮し、片廊下型などの共用廊下を住戸から離して設けたものである。
2. テラスハウスは、共用の中庭を中心に、それを囲んで配置される形式の集合住宅である。
3. コーポラティブハウスは、入居希望者が集まり、企画・設計から入居・管理までを共同運営していく方式の集合住宅である。
4. 子どもの飛び跳ねなどによって生じる重量床衝撃音が下階に伝わることを防ぐ対策として、床スラブを厚くすることが有効である。
5. L+DK型は、リビングの独立性を保ちやすく、食事の準備や片付けなど家事労働の効率化を図ることができる。

〔No. 13〕 オフィスビルの計画に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. 基準階の階高は、天井高、天井ふところ寸法及び二重床の高さを考慮する。
2. BCP(Business Continuity Plan)は、企業が自然災害、大火災等の緊急事態に遭遇した場合において、早期復旧を可能とするために、あらかじめ事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画である。
3. ABW(Activity Based Working)は、オフィス内だけでなく、カフェやコワーキングスペースなど、業務活動に合わせて最適な時間と場所を働き手が主体的に選択する働き方であり、オフィス内においては多様な執務空間が求められる。
4. 執務室において、人が椅子に座ったときに視界を遮り、立ったときに全体を見通すことができるパーティションの高さは、120 cm 程度である。
5. 基準階の平面プランにおけるセンターコアタイプは、コア部分に、外光・眺望・外気を取り入れやすい計画である。

〔No. 14〕 教育施設の計画に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 小学校において、多様化する学習形態に合わせたワークスペースとして、多目的スペースを普通教室に隣接して設けた。
2. 中学校において、図書室・視聴覚室・コンピューター室の機能を統合したメディアセンターを計画した。
3. 中学校の教室において、「黒板や掲示板」と「その周辺の壁」との明度対比が大きくなり過ぎないように、色彩調整を行った。
4. 地域図書館において、新聞や雑誌などを気軽に読む空間として、レファレンスコーナーを設けた。
5. 地域図書館において、一般閲覧室と児童閲覧室とは分けて配置し、貸出しカウンターは共用とした。

〔No. 15〕 公共建築等の計画に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 保育所において、定員 10 人のほふく室の床面積を 40 m²とした。
2. 保育所において、乳児と幼児の生活パターンの違いに配慮し、「乳児室・ほふく室」と「保育室」とはエリアを分けて計画した。
3. 自走式の屋内駐車場において、自動車用の斜路の本勾配を $\frac{1}{8}$ とし、平坦部と斜路との連結部分に緩和勾配を設ける計画とした。
4. 劇場において、ステージと客席との空間を分ける、プロセニウムステージ形式を採用した。
5. コンサートホールにおいて、演奏者と聴衆との一体感を生み出すことを意図して、ステージを客席が取り囲むシューボックス型を採用した。

〔No. 16〕 建築計画における各部寸法に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. キッチンの機器の配置において、L字型とする場合に、シンク、コンロ、冷蔵庫の各前面の中心を結ぶ動線によってできる三角形の3辺の和が、4 m程度となるようにした。
2. 車椅子使用者が利用する屋内傾斜路において、高さ 900 mmごとに踊場を設けた。
3. 屋内の通路において、車椅子使用者同士がすれ違うことができるように、通路幅を 2,100 mm、曲がり角の出隅壁の面取りを 450 mmとした。
4. 車椅子使用者が日常的に使用する収納スペースの最上段の棚板の高さを、床面から 1,200 mmとした。
5. 物販店舗の非常用外開き戸において、パニックバーの取付け高さを、床面から 1,000 mmとした。

〔N o. 17〕 高齢者や身体障がい者に配慮した一戸建て住宅の改修計画に関する次の記述のうち、**最も不適当なものはどれか。**

1. 駐車場において、駐車スペースの幅は、車椅子使用者の乗降を考慮して、350 cmとした。
2. 側壁のあるトイレの外開き戸を、床にレールのないソフトクローザー付きの上吊り式引戸に替えた。
3. 聴覚障がい者に配慮して、玄関チャイムと連動したフラッシュライトを設置した。
4. 屋内の廊下において、キックプレートと兼用した幅木の高さは、車椅子使用者に配慮して、床面から 25 cmとした。
5. 居室において、壁付コンセントの中心高さは、車椅子使用者に配慮して、床面から 40 cmとした。

〔N o. 18〕 一戸建て住宅の計画におけるCPTED(防犯環境設計)に関する次の記述のうち、**最も不適当なものはどれか。**

1. 近隣との良好なコミュニティ形成のために、住宅の維持管理や花・植木等の手入れがしやすい計画とした。
2. 物置は、住宅への侵入の足場とならない位置に計画した。
3. バルコニーは、敷地付近の電柱、雨水のたて樋、高さのある庭木などから離れた位置に計画した。
4. 庭へ出入りすることができる掃出し窓に、防犯建物部品等のサッシ及びガラスを使用する計画とした。
5. 駐車・駐輪スペースは、車、自転車、オートバイの盗難などを防止するために、道路・居室の窓等から見えにくい位置に計画した。

〔N o. 19〕 建築設備に関する次の記述のうち、**最も不適当なものはどれか。**

1. 力率は、交流回路に電力を供給する際における「皮相電力」を、「有効電力」で除したものである。
2. VAV方式は、変風量方式のことであり、空調対象室の熱負荷の変動に応じて、給気量を変動させる空調方式である。
3. 特殊継手排水システムは、排水立て管の排水の流下速度を減速させ、管内圧力を小さく抑える工夫をした伸頂通気システムの一つである。
4. 吐水口空間は、給水栓の吐水口最下端からその水受け容器のあふれ縁の上端までの垂直距離のことである。
5. 光天井照明は、天井全面を拡散透過性をもつ材料で覆い、その上部に光源を配置した照明方式である。

〔No. 20〕 空気調和設備に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. 空調・換気用のダクトの主材料には、一般に、亜鉛めっき鋼板やステンレス鋼板などが用いられている。
2. 冷凍機の自然冷媒には、アンモニアや二酸化炭素などが用いられている。
3. 吹出し口のふく流型は、軸流型と比較して気流の広がり角が小さく、到達距離が長くなる。
4. 密閉回路の冷温水配管系において、一般に、冷水より温水の供給時のほうが配管内の水の膨張量が多くなる。
5. 10～12℃程度の冷風を利用した低温送風空調方式は、送風搬送動力の低減が可能であり、空調機やダクトサイズを小さくすることができる。

〔No. 21〕 給排水衛生設備に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. 水道直結直圧方式は、水道本管の水圧のみで建築物内の必要箇所に給水する方式である。
2. 便器の洗浄水に中水を利用する場合、温水洗浄便座の給水には、別途、上水を用いる。
3. サーモスタット湯水混合水栓は、あらかじめ温度調整ハンドルで設定した温度で吐水するので、火傷の心配が少ない水栓である。
4. 自然流下式の排水立て管の管径は、一般に、上層階より下層階のほうを大きくする。
5. FF式給湯機を用いる場合は、燃焼のための換気設備を別に設ける必要はない。

〔No. 22〕 給排水衛生設備に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. JISにおいて、洗浄水量 6.5 L 以下の大便秘器は節水形とされている。
2. JISにおいて、洗浄水量 4.0 L 以下の小便器は節水形とされている。
3. ガス瞬間式給湯機の 20 号は、1 分間で 20 L の水を 20℃ 上昇させる能力を有することを示している。
4. バキュームブレーカーは、吐水した水又は使用した水が、逆サイホン作用により給水管に逆流することを防止するために設ける。
5. シングルレバー式混合水栓における水優先吐水機構は、湯の使用量を削減するために、レバーハンドルが中央位置でも湯を吐出しないものなどをいう。

〔N o. 23〕 電気設備に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. 400 Vの低圧用電動機には、D種接地工事を行う。
2. 配線の許容電流値は、主に周囲温度、電線離隔距離により変化する。
3. テレビ共同受信設備における分波器は、混合された異なる周波数帯域信号を選別して取り出すための機器である。
4. 低圧屋内配線におけるケーブルラックには、一般に、絶縁電線を直接敷設してはならない。
5. 合成樹脂管を曲げる場合は、原則として、曲げ半径を配管の内側で管内径の6倍以上とし、断面が著しく変形しないように施工する。

〔N o. 24〕 消防用設備等に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. 水噴霧消火設備は、油火災の消火に適している。
2. 屋内消火栓設備は、屋内に設置された消火栓箱の中に収納されたホース、ノズルなどを引き出して消火にあたる設備である。
3. 住宅用消火器は、蓄圧式で再充填ができる。
4. 非常警報設備の非常ベルは、音響装置の中心から1 m離れた位置で90 dB以上の音圧が必要である。
5. 自動火災報知設備の定温式感知器は、周囲温度が一定の温度以上になったときに作動する。

〔N o. 25〕 省エネルギー等に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. 分電盤の二次側配線距離が長くなると、電圧降下のため配線サイズを太くする必要があるので、分電盤は電力負荷の中心に配置することが望ましい。
2. 夏期の冷房時において、南面よりも東西面の窓に水平ルーバーを設けるほうが、窓面からの日射負荷の低減に有効である。
3. 照明設備における人感センサによる制御は、人の動きを熱線センサにより感知し、トイレなどでは必要時だけ点灯するので、省エネルギー効果を期待できる。
4. 電気設備において、配電電圧が高いほうが、配電線路における電力損失が少ない。
5. 空気熱源マルチパッケージ型空調機は、COP(成績係数)の大きい機器を採用すると省エネルギー効果を期待できる。

学科Ⅱ（建築法規）

〔No. 1〕 用語に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 屋外階段は、「主要構造部」ではない。
2. 床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの $\frac{1}{2}$ のものは、「地階」である。
3. 建築物に設ける合併処理浄化槽は、「建築設備」である。
4. 地域活動支援センターの用途に供する施設は、「特殊建築物」である。
5. 「大規模の修繕」及び「大規模の模様替」は、「建築」に含まれる。

〔No. 2〕 イ～ニの記述について、建築基準法上、正しいもののみの組合せは、次のうちどれか。

- イ. 建築物の高さの最低限度が定められている区域外で、鉄骨造3階建ての共同住宅の新築工事について確認済証の交付を受けた後に、当該建築物の計画において、建築基準関係規定に適合する範囲内で建築物の高さが減少する変更を行う場合、建築主は、改めて、確認済証の交付を受けなければならない。
 - ロ. 指定確認検査機関は、建築物に関する完了検査の引受けを工事完了日の前に行ったときは、当該検査の引受けを行った日から7日以内に、当該検査をしなければならない。
 - ハ. 特定行政庁は、中間検査を実施しなければならない特定工程として、その地方の建築物の動向又は工事に関する状況その他の事情を勘案して、区域、期間又は建築物の構造、用途若しくは規模を限って工程を指定することができる。
- ニ. ガス事業法第162条及び水道法第16条並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものは、建築基準関係規定である。

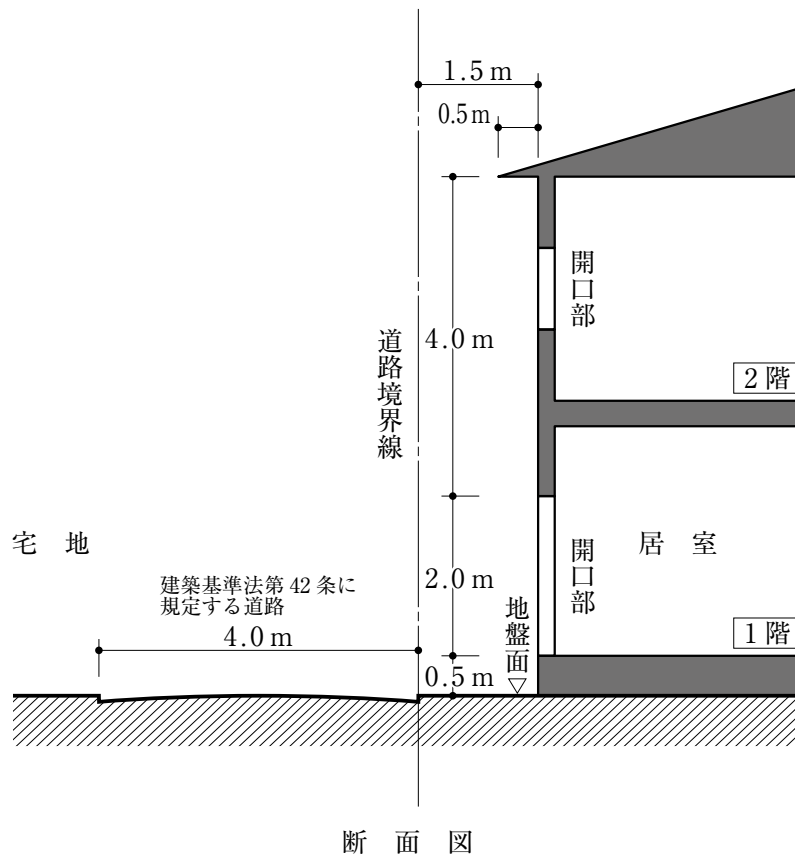
1. イとロ
2. イとハ
3. ロとニ
4. ロとハ
5. ハとニ

〔No. 3〕 次の行為のうち、建築基準法上、全国どの場所においても、確認済証の交付を受ける必要があるものはどれか。

1. 鉄骨造平家建て、延べ面積 200 m^2 の事務所から飲食店への用途の変更
2. 鉄骨造平家建て、延べ面積 200 m^2 の自動車車庫の改築
3. 鉄骨造平家建て、延べ面積 200 m^2 の倉庫における床面積 20 m^2 の増築
4. 鉄筋コンクリート造2階建て、延べ面積 400 m^2 の美術館から図書館への用途の変更
5. 鉄骨造、高さ 4 m の広告板の築造

〔No. 4〕 第一種低層住居専用地域内において、図のような断面を有する住宅の1階の居室の開口部(幅 2.0 m 、面積 4.0 m^2)の「採光に有効な部分の面積」として、建築基準法上、正しいものは、次のうちどれか。ただし、図に記載されていないことについては、考慮しないものとする。

1. 4.0 m^2
2. 8.8 m^2
3. 11.2 m^2
4. 12.0 m^2
5. 18.4 m^2



〔No. 5〕 木造2階建て、延べ面積100 m²の一戸建て住宅の計画に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。

1. 階段(高さ3.0 mの屋内の直階段)の高さ1.5 mの位置に、踏幅1.0 mの踊場を設けた。
2. 居間の天井の高さを2.4 mとし、便所の天井の高さを2.0 mとした。
3. 屋内の階段の片側にのみ幅12 cmの手すりを設けたので、階段の幅を76 cmとした。
4. 発熱量の合計が12 kWの火を使用する器具(「密閉式燃焼器具等又は煙突を設けた器具」ではない。)のみを設けた調理室(床面積7.0 m²)に、0.8 m²の有効開口面積を有する開口部を換気上有効に設けたので、その他の換気設備を設けなかった。
5. 1階の居室の床下をコンクリートで覆ったので、床の高さを、直下の地面からその床の上面まで40 cmとした。

〔No. 6〕 建築物の新築に当たって、建築基準法上、構造計算によりその構造が安全であることを確かめなくてもよいものは、次のうちどれか。ただし、地階は設けないものとし、国土交通大臣が指定する建築物には該当しないものとする。

1. 木造平家建て、延べ面積350 m²、高さ4 mの建築物
2. 木造2階建て、延べ面積300 m²、高さ7 mの建築物
3. 補強コンクリートブロック造平家建て、延べ面積300 m²、高さ5 mの建築物
4. 鉄骨造2階建て、延べ面積150 m²、高さ9 mの建築物
5. 鉄筋コンクリート造平家建て、延べ面積250 m²、高さ4 mの建築物

〔No. 7〕 平家建て、延べ面積 150 m^2 、高さ 5 m の事務所における構造耐力上主要な部分の設計に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。ただし、構造計算等による安全性の確認は行わないものとする。

1. 木造とするに当たって、基礎に使用する木ぐいを、常水面下にあるようにしなかった。
2. 木造とするに当たって、地盤が軟弱な区域として特定行政庁の指定する区域以外の区域内であったので、足固めを使用し、土台を設けなかった。
3. 鉄骨造とするに当たって、引張応力が生ずる構造耐力上主要な部分には、鋳鉄を使用しなかった。
4. 補強コンクリートブロック造とするに当たって、耐力壁の水平力に対する支点間の距離が 8 m であったので、耐力壁の厚さを 15 cm とした。
5. 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力について、地盤調査を行わず、砂質地盤(地震時に液状化のおそれのないもの)の短期許容応力度を 100 kN/m^2 とした。

〔No. 8〕 構造強度に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 建築基準法第20条第1項第三号に掲げる建築物に設ける屋上から突出する煙突については、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめなければならない。
2. 仕上げをモルタル塗としたコンクリート造の床の固定荷重は、実況に応じて計算しない場合、当該部分の床面積に 150 N/m^2 (仕上げ厚さ 1 cm ごとに、その cm の数値を乗ずるものとする。)を乗じて計算することができる。
3. 鉄骨造平家建て、延べ面積 300 m^2 の集会場に設けられた特定天井の構造は、構造耐力上安全なものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。
4. 構造用鋼材に用いるステンレス鋼の短期に生ずる圧縮、引張り、曲げの許容応力度は、「鋼材等の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める基準強度」とそれぞれ同じ値である。
5. 木造3階建て、延べ面積 250 m^2 の一戸建て住宅に対し、鉄骨造平家建て、床面積 60 m^2 の診療所を、エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接する形で増築する場合には、建築基準法第20条第1項に規定する基準の適用については、それぞれ別の建築物とみなされる。

〔No. 9〕 建築物の防火区画、界壁等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、国土交通大臣の認定による安全性の確認は行わないものとする。

1. 長屋の各戸の界壁(自動スプリンクラー設備等設置部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の界壁ではないものとする。)は、準耐火構造とし、天井が強化天井である場合を除き、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。
2. 防火区画(建築基準法施行令第112条第18項に規定するものを除く。)を構成する床に接する外壁については、その接する部分を含み幅90 cm以上の部分を準耐火構造とするか、外壁面から50 cm以上突出した準耐火構造の[・]_ひ[・]_さ[・]_し、床、袖壁等で防火上有効に遮らなければならない。
3. 給水管が準耐火構造の防火区画を貫通する場合においては、当該管と準耐火構造の防火区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければならない。
4. 建築物の堅穴部分とその他の部分とを区画する防火設備は、避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有するものとしなければならない。
5. 建築基準法施行令第136条の2第二号ロに掲げる基準に適合する地上3階建ての事務所であって、3階に居室を有するものの堅穴部分については、直接外気に開放されている廊下と準耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法第2条第九号の二ロに規定する防火設備で区画しなければならない。

〔No. 10〕 建築物の避難施設等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 共同住宅の2階にあるバルコニーの周囲には、安全上必要な高さが1.1 m以上の手すり壁、さく又は金網を設けなければならない。
2. 中学校における建築基準法施行令第116条の2第1項第二号に該当する窓その他の開口部を有しない居室には、排煙設備を設けなくてもよい。
3. 3階建て延べ面積300 m²の寄宿舍の敷地内には、建築基準法施行令第125条第1項の出口から道又は公園、広場その他の空地に通ずる幅員が90 cm以上の通路を設けなければならない。
4. 病院の病室には、非常用の照明装置を設けなくてもよい。
5. 避難階が1階で2階に集会室を有する集会場においては、集会室の床面積の規模にかかわらず、2階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。

〔No. 11〕 建築基準法第 35 条の 2 の規定による内装の制限に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、内装の制限を受ける「窓その他の開口部を有しない居室」及び「火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分として、国土交通大臣が定めるもの」はないものとし、国土交通大臣の認定による安全性の確認は行わないものとする。

1. 木造 3 階建て、延べ面積 120 m²の一戸建て住宅の 3 階にある火を使用する設備を設けた調理室は、内装の制限を受けない。
2. 主要構造部を耐火構造とした学校は、その規模にかかわらず、内装の制限を受けない。
3. 住宅に附属する平家建て、延べ面積 25 m²の自動車車庫は、内装の制限を受けない。
4. 主要構造部を準耐火構造とした延べ面積 200 m²、客席の床面積の合計が 100 m²の集会場(1 時間準耐火基準に適合しないもの)は、内装の制限を受ける。
5. 地階に設ける床面積 50 m²の飲食店の用途に供する居室は、内装の制限を受ける。

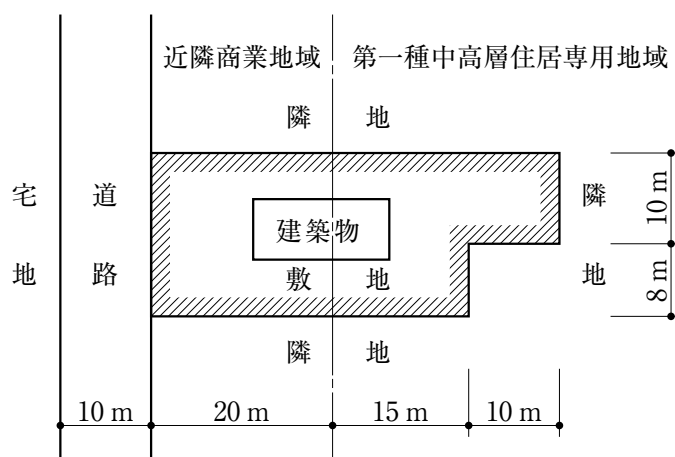
〔No. 12〕 都市計画区域内における道路等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 建築基準法第 42 条第 1 項第五号の規定により、特定行政庁から位置の指定を受けて道を築造する場合、終端が公園で自動車の転回に支障がないものに接続していれば、袋路状道路とすることができる。
2. 幅員 25 m の自動車のみの交通の用に供する道路のみに 4 m 接している敷地には、原則として、建築物を建築することができない。
3. 工事を施工するために現場に設ける事務所の敷地は、道路に 2 m 以上接しなければならない。
4. 密集市街地整備法による新設の事業計画のある道路で、2 年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したものは、建築基準法上の道路に該当する。
5. 土地区画整理法による幅員 8 m の道路の地盤面下に設ける建築物は、特定行政庁の許可を受けることなく建築することができる。

〔No. 13〕 2階建て、延べ面積 300 m²の次の建築物のうち、建築基準法上、**新築してはならない**ものはどれか。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。

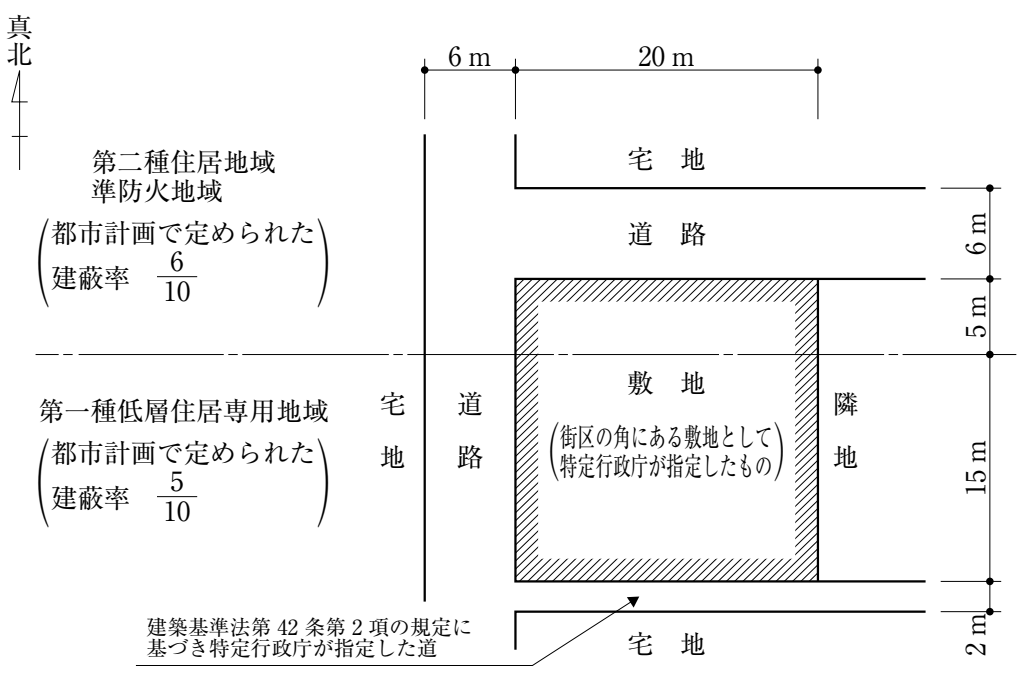
1. 第一種低層住居専用地域内の「児童厚生施設」
2. 第二種低層住居専用地域内の「日用品の販売を主たる目的とする店舗」
3. 第二種中高層住居専用地域内の「貸本屋」
4. 第二種住居地域内の「マージャン屋」
5. 工業専用地域内の「銀行の支店」

〔No. 14〕 図のような敷地及び建築物(3階建て、各階の床面積 100 m²、延べ面積 300 m²)の配置において、建築基準法上、**新築することができる建築物**は、次のうちどれか。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。



1. 保健所
2. 自動車車庫
3. 学習塾
4. 料理店
5. 事務所兼用住宅(1階が事務所、2階及び3階が住宅)

〔No. 15〕 図のような敷地において、準耐火建築物を新築する場合、建築基準法上、新築することができる建築物の**建築面積の最高限度**は、次のうちどれか。ただし、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定・許可等はなく、図に示す範囲に高低差はないものとする。

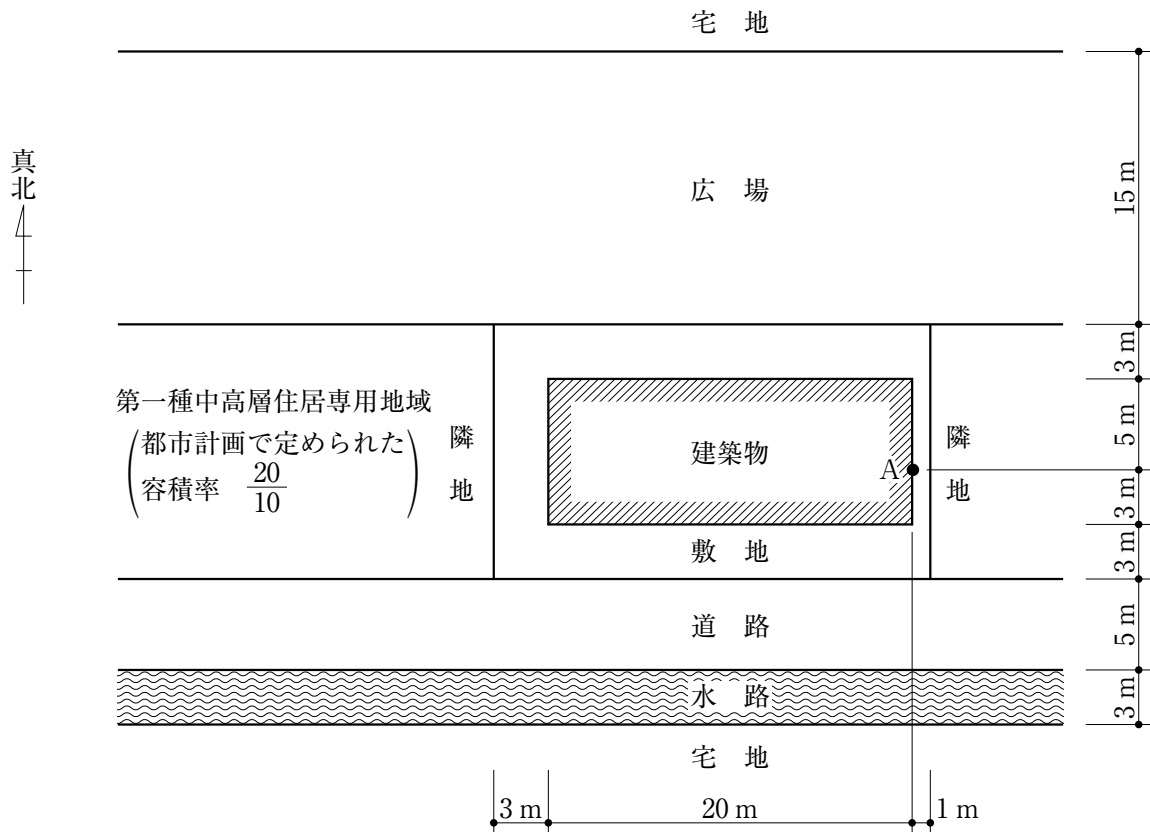


1. 200 m²
2. 238 m²
3. 250 m²
4. 276 m²
5. 290 m²

〔No. 16〕 都市計画区域内における建築物の延べ面積(建築基準法第 52 条第 1 項に規定する容積率の算定の基礎となる延べ面積)に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。
ただし、用途地域及び防火地域以外の地域、地区等並びに特定行政庁の指定・許可等は考慮しないものとし、建築物の容積率の最低限度に関する規制に係るものも考慮しないものとする。

1. 階段室、昇降機塔等の建築物の屋上部分で、その水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の $\frac{1}{8}$ 以内の場合においては、その部分の床面積の合計は、延べ面積に算入しない。
2. 老人ホームの地階で、その天井が地盤面からの高さ 1 m 以下にあるものの老人ホームの用途に供する部分の床面積は、原則として、当該老人ホームの用途に供する部分の床面積の $\frac{1}{3}$ を限度として、延べ面積に算入しない。
3. 老人ホームの専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分の床面積は、当該建築物の各階の床面積の合計の $\frac{1}{50}$ を限度として、延べ面積に算入しない。
4. エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積は、延べ面積に算入しない。
5. 共同住宅の宅配ボックスを設ける部分の床面積は、当該建築物の各階の床面積の合計の $\frac{1}{100}$ を限度として、延べ面積に算入しない。

〔No. 17〕 図のような敷地において、建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における地盤面からの建築物の高さの最高限度は、次のうちどれか。ただし、敷地は平坦で、敷地、隣地、広場及び道路の相互間の高低差並びに門及び塀はなく、また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定・許可等はないものとし、日影規制(日影による中高層の建築物の高さの制限)及び天空率は考慮しないものとする。なお、建築物は、全ての部分において、高さの最高限度まで建築されるものとする。



1. 19.38 m
2. 20.00 m
3. 21.25 m
4. 22.50 m
5. 23.75 m

〔No. 18〕 建築物の高さの制限又は日影規制(日影による中高層の建築物の高さの制限)に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、用途地域以外の地域、地区等及び地形の特殊性に関する特定行政庁の定め等は考慮しないものとする。

1. 用途地域の指定のない区域においては、地方公共団体の条例で日影規制の対象区域とすることができない。
2. 第二種中高層住居専用地域内のうち、日影規制の対象区域内においては、北側高さ制限は適用されない。
3. 第二種低層住居専用地域内のうち、日影規制の対象区域内においては、北側高さ制限が適用される。
4. 道路高さ制限において、建築物の敷地の地盤面が前面道路より1 m以上高い場合においては、その前面道路は、敷地の地盤面と前面道路との高低差から1 mを減じたものの $\frac{1}{2}$ だけ高い位置にあるものとみなす。
5. 第一種低層住居専用地域内における10 m又は12 mの建築物の高さの限度については、太陽光の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるものであって、特定行政庁が低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した建築物については、その高さの限度を超えることができる。

〔No. 19〕 2階建て、延べ面積300 m²の事務所に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、地階及び防火壁はないものとし、防火地域及び準防火地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。

1. 防火地域内において、地上に設ける高さ4 mの看板は、その主要な部分を不燃材料で造り、又は覆わなければならない。
2. 防火地域内において、新築する場合、屋根の構造は、市街地における通常の火災による火の粉により、防火上有害な発炎をしないものであり、かつ、屋内に達する防火上有害な溶融、亀裂その他の損傷を生じないものとしなければならない。
3. 防火地域内において、建築物に附属する高さ2 mを超える門及び扉は、延焼防止上支障のない構造としなければならない。
4. 防火地域及び準防火地域にわたる敷地のうち、準防火地域内の部分のみに新築する場合、耐火建築物としなければならない。
5. 準防火地域内において、新築する場合、外壁が耐火構造のものは、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。

〔N o. 20〕 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 特殊建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物(国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理するものを除く。)の所有者又は管理者は、必要に応じ、その建築物の維持保全に関する準則又は計画を作成し、その他適切な措置を講じなければならない。
2. 工業地域内に延べ面積 200 m²の店舗兼用住宅を新築する場合、特定行政庁の許可を受けなければならない。
3. 建築基準法第 3 条第 2 項の規定により一部の建築基準法令の規定の適用を受けない建築物について政令で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、同条第 3 項第三号及び第四号の規定にかかわらず、引き続き、建築基準法令の規定は、適用しない。
4. 建築基準法第 48 条(用途地域等)第 1 項から第 14 項までの規定に違反した場合における当該建築物の建築主は、100 万円以下の罰金に処せられる。
5. 確認済証の交付を受けた後でなければすることができない建築物の建築の工事を、確認済証の交付を受けないでした工事施工者は、1 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処せられる。

〔N o. 21〕 次の建築物を新築する場合、建築士法上、二級建築士が設計してはならないものはどれか。ただし、建築基準法第 85 条第 1 項又は第 2 項に規定する応急仮設建築物には該当しないものとする。

1. 延べ面積 200 m²、高さ 14 m、木造 3 階建ての飲食店
2. 延べ面積 300 m²、高さ 16 m、鉄筋コンクリート造地上 3 階、地下 1 階建ての事務所
3. 延べ面積 500 m²、高さ 7 m、木造平家建ての病院
4. 延べ面積 500 m²、高さ 8 m、鉄骨造平家建ての倉庫
5. 延べ面積 1,800 m²、高さ 6 m、木造平家建ての老人ホーム

〔No. 22〕 次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1. 建築士事務所に継続して所属する二級建築士は、直近の二級建築士定期講習を受けた日の属する年度の開始の日から起算して5年以内に、二級建築士定期講習を受けなければならない。
2. 二級建築士は、他の二級建築士の設計した設計図書の一部を変更しようとするときは、当該二級建築士の承諾を求めなければならないが、承諾が得られなかったときは、自己の責任において、その設計図書の一部を変更することができる。
3. 建築士事務所に属する二級建築士は、一級建築士でなければ設計又は工事監理をしてはならない建築物であっても、原則として、建築物に関する調査又は鑑定の業務を行うことができる。
4. 建築士事務所の開設者は、当該建築士事務所の所在地に変更があったときは、2週間以内に、その旨を当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事(都道府県知事が指定事務所登録機関を指定したときは、原則として、当該指定事務所登録機関)に届け出なければならない。
5. 建築士事務所の開設者は、当該建築士事務所の業務の実績を記載した書類を、当該書類を備え置いた日から起算して3年を経過する日までの間、当該建築士事務所に備え置き、設計等を委託しようとする者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

〔No. 23〕 次の記述のうち、「消防法」上、誤っているものはどれか。

1. 「消防法」は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減すること等を目的とする。
2. 患者を入院させるための施設を有する診療所には、原則として、自動火災報知設備を設置しなければならない。
3. 店舗兼用住宅の店舗部分には、住宅用防災機器を設置しなくてもよい。
4. 火災が発生した場合において避難するために用いる誘導標識は、避難設備に含まれる。
5. 指定確認検査機関は、消防長又は消防署長の同意を得ずに、準防火地域内の一戸建て住宅について建築基準法第6条の2第1項による確認をすることができる。

〔N o. 24〕 次の記述のうち、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」上、誤っているものはどれか。

1. 建築物エネルギー消費性能基準とは、建築物の備えるべきエネルギー消費性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に関する経済産業省令・国土交通省令で定める基準をいう。
2. 所管行政庁は、建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物の設計、施工及び維持保全に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。
3. 工事を施工するために現場に設ける事務所の建築をしようとするときは、建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。
4. 建築主は、2階建ての一戸建て住宅の建築(国土交通省令で定める特定建築行為を除く。)をしようとするときは、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない。
5. 建築士は、建築物の建築又は修繕等に係る設計を行うときは、当該設計の委託をした建築主に対し、当該設計に係る建築物のエネルギー消費性能その他建築物のエネルギー消費性能の向上に資する事項について説明するよう努めなければならない。

〔N o. 25〕 次の記述のうち、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」上、誤っているものはどれか。

1. 「通行障害建築物」は、地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのあるものとして政令で定める建築物である。
2. 「耐震改修」には、地震に対する安全性の向上を目的とした模様替は含まれない。
3. 「要安全確認計画記載建築物」の所有者は、当該建築物について、国土交通省令の定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、所定の期限までに所管行政庁に報告しなければならない。
4. 建築物の耐震改修をしようとする者は、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。
5. 建築物の所有者は、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

